

笠間市税条例の一部を改正する条例について(専決処分)

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)が平成30年3月31日に公布され、これに伴い、4月1日に施行される関連部分について、笠間市税条例の一部を改正し、専決処分いたしました。

その主な改正点は、以下のとおりです。

1 法人市民税

(1) 内国法人の外国関係会社にかかる所得等の課税の特例について規定

(タックスヘイブン税制に係る法改正に伴う所要の変更)

(2) 納期限の延長があった場合の延滞金の計算について規定

(減額更正後に、さらに増額更正があった場合の、延滞金の取扱いについて規定)

2 固定資産税

(1) 土地の負担調整措置について現行の措置の適用期限を平成32年度分まで3年延長

○ 土地に対する税負担の調整措置とは

平成 9 年度から導入された税負担水準の均衡化を図るための措置で、負担水準が高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地は、緩やかに税負担を上昇させる仕組みで、具体的には、負担水準の程度に応じて、課税標準額を調整するものです。

$$\text{負担水準} = \text{前年度課税標準額} / \text{当該年度評価額} (\times \text{住宅用地特例率}(1/6 \text{ または } 1/3))$$

【商業地等(農地以外の土地のうち住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地)】

負担水準	課税標準額
70%超	当年度評価額の 70%
60%以上 70%以下	前年度課税標準額を据え置き
60%未満	前年度課税標準額+当年度評価額×5% ただし、当該額が当年度評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額、20%を下回る場合には 20%相当額とする。

【住宅用地(農地以外の土地のうち法 349 の 3 の 2 にきてい規定される住宅用地)】

負担水準	課税標準額
100%に至るまで	前年度課税標準額+当年度評価額×1/6(又は 1/3)×5% ただし、当該額が本則課税標準額の 20%を下回る場合には 20%相当額とする。

(2) 改修実演芸術公演施設に対する、固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定

(実演芸術公演施設(公会堂、音楽堂など)について、一定のバリアフリー改修を行った場合に係る減額措置について規定)

笠間市税条例等の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)が公布されたことにより、笠間市税条例の一部を改正するものです。

その主な改正点は、以下のとおりです。

1 個人市民税の見直し

施行期日 平成 33 年 1 月 1 日

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除・公的年金等控除	▲10万円
基礎控除	+10万円

(2) 基礎控除の見直し

合計所得2,400万円(給与収入2,595万円)超の納税義務者に係る基礎控除について、控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。

合計所得 2,400 万円超 2,450 万円以下	控除額:29万円
合計所得 2,450 万円超 2,500 万円以下	控除額:15万円
合計所得 2,500 万円超(給与収入 2,695 万円超)	適用なし

2 固定資産税の見直し

(1) 地域決定型地方税制特例措置(通称「わがまち特例」)の導入(固定資産税)

次に掲げる課税標準の特例措置について、「わがまち特例」が導入されたことを受け、以下のとおり特例割合を定めるものです。

① 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備」に係る課税標準の特例措置

○ 既存の特例措置対象以外の部分(新設:2年間)

施行期日 公布の日

設備区分	特例割合	法律の範囲
太陽光発電設備(総務省令規模以上) 風力発電設備(総務省令規模未満)	3/4 (参酌値)	3/4を参酌して, 7/12以上 11/12以下
水力発電設備(総務省令規模以上) 地熱発電設備(総務省令規模未満) バイオマス発電設備(総務省令規模範囲内)	2/3 (参酌値)	2/3を参酌して, 1/2以上 5/6以下

※ 笠間市においては該当なしの見込み。

※ 太陽光発電設備については、認定発電設備の対象外(=自家消費のみ)であって、別に定める政府の補助金(再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金:平成30年度は該当する制度無し)を受けて取得したものに限り。

《参考》既存の特例措置(笠間市においては該当なし)

(2年延長)

設備区分	特例割合	法律の範囲
太陽光発電設備(総務省令規模未満) 風力発電設備(総務省令規模以上)	2/3	2/3を参酌して, 1/2以上 5/6以下
水力発電設備(総務省令規模未満) 地熱発電設備(総務省令規模以上) バイオマス発電設備(総務省令規模以下)	1/2	1/2を参酌して, 1/3以上 2/3以下

② 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援のための所要の措置

生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、課税標準の特例措置を講ずる。(3年間)

施行期日 生産性向上特別措置法の施行の日

対象	特例割合	法律の範囲
生産性向上特別措置法に基づき、中小企業者が認定先端設備導入計画に従って取得した先端設備あって政令で定めるもの	0	0以上 1/2以下

3 たばこ税の見直し

施行期日 平成30年10月1日

(1) たばこ税率の引上げ

国と地方のたばこ税配分比率1:1を維持したうえで、地方のたばこ税率を平成30年10月1日から3段階で引上げ(国と地方あわせて1本あたり1円ずつ計3円)。

(税率:1,000本あたり)

	現行	改正案		
		H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1
地方のたばこ税	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円
道府県たばこ税	860円	930円	1,000円	1,070円
市町村たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
(参考)国のたばこ税	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し

国のたばこ税と同様、加熱式たばこに係る課税方式の見直しを実施。

(「重量」と「価格」を紙巻きたばこの本数に換算する方式とし、平成30年10月1日から5年かけて段階的に移行)